

「宿場町やかげの賑わい体験交流施設整備支援事業」の追加募集

矢掛町では、観光周遊性の確保、観光客滞在時間の延長を目的として、民間事業者が「観光客に対し矢掛ならではの体験・交流の場を提供する公益的な事業」を行うために必要となる施設の改修費用の一部を補助します。

審査基準に基づき、事業の実効性や継続性の審査を行いますので、必ず採択されるものではありません。

補助対象建築物

矢掛町内にあり、居住を目的としない建築物

補助対象者

対象となる建築物の所有者又は建築物を賃借する者



補助対象事業

観光振興・地域活性化のために10年以上活用される見込みがあり、対象となる建築物を改修して、次の用途に活用する公益性を有する事業

- ・ 体験型観光施設
- ・ 観光交流施設
- ・ その他町長が認める用途



補助の内容

改修工事にかかる費用の3／4
但し、750万円を上限とします。

補助対象経費

- (1) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- (2) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費
- (3) 台所、洗面所又は便所の改修工事に要する経費
- (4) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費
- (5) 耐震改修工事に要する経費
- (6) 事業の実施に必要な備品の購入に要する経費(補助対象額の概ね5割以内)
- (7) その他町長が認める工事に要する費用

募集方法

- (1) 募集期間
平成29年6月19日(月)～平成29年7月3日(月) 17:00まで
- (2) 応募方法

申請書類を作成し、矢掛町役場総務企画課（小田郡矢掛町矢掛 3 0 1 8 番地）まで持参してください。

（３）申請書類

矢掛町HPよりダウンロードしてください。交付申請書、収支予算書、事業計画書、見積明細書、施行前写真、位置図、改修前後の平面図、誓約書等の添付書類が必須となります。

審査方法

（１）審査について

- ・審査基準は「宿場町やかげの賑わい体験交流施設整備支援補助金審査会設置要綱」をご確認ください。
- ・審査会において、事業の実効性や継続性について審査を行いますので、必ず採択されるものではありません。
- ・必要に応じてヒアリングを実施します。

（２）採択について

- ・採択にあたっては、条件を付す場合があります。
- ・予算の範囲内での採択のため、交付決定額が減額する場合があります。

注意事項

- ・10 年以上継続して活用することが必要です。
- ・本事業により補助を受ける工事と同一部位の工事について、国または地方公共団体から重複して補助を受けることはできません。当該事実が判明した場合、補助金交付決定を取り消す場合があります。
- ・都市計画法、建築基準法、旅館業法等の許可等が必要な場合があります。事前に、にご相談ください。
- ・耐震性が確保されているまたは改修により確保することが必要です。
- ・申請にかかる工事は、補助金交付決定通知があるまで、契約及び着手できません。
- ・本事業完了後、実績報告書を提出する必要があります。
- ・実績報告書の審査及び現地確認により完了検査を行った結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、申請者からの請求に基づき補助金を指定口座へ振り込みます。
- ・詳しくは、「宿場町やかげの賑わい体験施設整備支援補助金交付要綱」及び「宿場町やかげの賑わい体験施設整備支援補助金審査会設置要綱」をご覧ください。その他、補助金交付要綱に記載のない事項については「矢掛町補助金等交付規則」をご確認ください。



問い合わせ先

岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

矢掛町役場総務企画課 TEL:0866-82-1010